

令和 8 年 8 月 6 日宣告

令和 8 年（わ）第 3 5 号、第 4 7 号 贈賄被告事件

主 文

被告人を懲役 1 年に処する。

この裁判確定の日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

【罪となるべき事実】

被告人は、米子市が発注した米子市都市公園（a 区域）の指定管理業務を受注し、猿の飼育施設を含む同都市公園の施設、設備及び器具の維持管理に関する業務等を行う A 共同事業体の代表者株式会社 B の代表取締役を務めていたものであるが、米子市議会議員として、同議会において議案を提出し、提出された議案等について質問、発言し、表決に加わるなどの職務に従事していた分離前相被告人 C に対し

第 1 令和 6 年 6 月頃、電話で、同共同事業体が行う猿の飼育施設の管理に関し、同議会において同施設で飼育する猿の頭数を削減するよう発言するなど、同共同事業体に有利かつ便宜な取り計らいを受けたい旨の請託をした上、同月 2 6 日、鳥取県米子市 b 番 D 株式会社駐車場において、上記請託に関する謝礼として、現金 1 0 0 万円を供与し

第 2 令和 7 年 6 月 3 0 日、鳥取県米子市 c 町 d 番地 e E 駐車場において、同共同事業体が行う猿の飼育施設の管理に関し、同議会において同施設で飼育する猿の頭数を削減するよう発言するなど、同共同事業体に有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼として、現金 1 0 0 万円を供与し

もって、C の職務に関し賄賂を供与したものである。

【証拠の標目】

省略

【法令の適用】

罰 条 判示第 1 令和 4 年法律第 6 8 号（以下「整理法」とい

う。) 4 4 1 条 1 項により同年法律第 6 7 号 2
条による改正前の刑法 1 9 8 条

判示第 2 刑法 1 9 8 条

刑 種 の 選 択 判示第 1 の罪につき懲役刑、判示第 2 の罪につき拘禁刑を
それぞれ選択

併 合 罪 加 重 整理法 4 5 1 条 1 項前段、刑法 4 5 条前段、整理法 4 5 1
条 2 項、刑法 4 7 条本文、整理法 4 4 4 条（重い判示第 1 の
罪の刑に加重）

刑の全部執行猶予 刑法 2 5 条 1 項

【量刑の理由】

本件は、米子市から猿の飼育施設の維持管理を含む公園の指定管理業務を受注していた共同事業体の代表会社の代表取締役であった被告人が、猿が脱走して自社の評判が落ちるのを防ぎたいなどと考え、米子市議会議員に対し、同議会で猿の頭数を削減するよう発言すること等を請託した上、その謝礼として現金 1 0 0 万円の賄賂を供与し、さらに、上記議員が実際にその旨の発言をするなどし、猿の頭数が削減された後、その謝礼として現金 1 0 0 万円の賄賂を供与したという贈賄 2 件の事案である。

このように、被告人が供与した賄賂は高額である。被告人は、金で議員を動かし、その職務の公正及びこれに対する社会の信頼を害したものであり、これらの法益よりも自社の利益を優先した意思決定は非難を免れない。

他方、米子市においても猿の頭数を削減する必要性を認めていたのであって、被告人は自社の不正な利益を図ったものではない。賄賂はいずれも上記議員の側から要求された。被告人には本件で考慮すべき前科がない。加えて、被告人が本件各犯行以前の現金供与を含めて事実関係を認め反省の態度を示していること、本件が報道されるなど社会的不利益を受けていること等を考慮し、主文の刑を定めた。

（求刑 懲役 1 年）

令和8年8月6日

鳥取地方裁判所刑事部

裁 判 官 安 西 二 郎